

明石市感染症予防計画（案）について 市民のみなさまのご意見を募集します

2019年に発生した新型コロナウイルスでの病床逼迫等の対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、2022年12月に改正感染症法が公布され、保健所設置市等は新たに都道府県の計画を踏まえ、予防計画を策定（2024年4月1日施行）することとなりました。

予防計画は、平常時から感染症の発生予防やまん延の防止に重点を置いて、保健所の人員体制の確保や人材育成、必要な機器や機材の整備、関係機関との連携等、保健所体制や検査体制等についての方向性を示すものであり、本市計画策定にあたりこのたび案がまとまりましたので、この計画をより良いものとするため、市民のみなさまから幅広く意見を募集します。

1 募集案件

明石市感染症予防計画（案）に対するご意見

2 募集期間

2024年（令和6年）1月10日（水）～2024年（令和6年）2月9日（金） ※必着

3 意見を提出できる方

- (1) 市内にお住まいの方
- (2) 市内に事務所または事業所を有されている方
- (3) 市内に通勤または通学されている方
- (4) 市内において事業活動や市民活動を行っている方または団体

4 資料の閲覧場所

(1) 窓口

次の場所で執務時間内に資料を閲覧できます。

- ① 保健総務課（あかし保健所3階）
- ② 行政情報センター（市役所本庁舎1階）
- ③ あかし総合窓口（パピオスあかし6階）
- ④ 市民センター（大久保・魚住・二見）

(2) 市ホームページ

市のホームページの「意見公募手続き（パブリック・コメント）」の意見募集を行っている案件のページから資料をダウンロードすることで閲覧できます。

5 意見の提出方法及び提出先

- (1) 様式は自由ですが、該当箇所（ページ番号及び項目）を必ず記載し、それに対する意見をお寄せください。
- (2) 住所、名前、年齢、性別、計画（案）に対する意見であることを必ず記載してください。
市内にお住まいでない方は、「市内に通勤」、「市内に通学」、「市内で活動」などを明記してください。
- (3) 郵送、電子メール、FAXまたは持参のいずれかの方法で提出してください。
電話や口頭による方法はお受けできません。
※ ただし、視覚障害があるなど、ご自身で意見を書くことが難しい場合は、お電話等でお話しいただいた内容を担当者が聞き取り、代筆します。
※ 手話動画による意見提出も可能です。詳しくはお問い合わせください。
- (4) 提出先は以下のいずれかとなります。
 - ① 郵送・持参の場合
〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7
明石市福祉局あかし保健所保健総務課 総務担当宛て
※ 持参の場合の受付時間は平日8時55分から17時40分までです。
 - ② ファクシミリの場合
FAX番号：078-918-5440 明石市福祉局あかし保健所保健総務課 総務担当宛て
 - ③ 電子メールの場合
アドレス：hokensoumu@city.akashi.lg.jp

6 その他

- (1) いただいた意見は、計画策定にあたって参考にさせていただくとともに、その概要を市の考え方を付して市のホームページ等で公表します。
- (2) 個別の回答は行いませんのでご了承ください。
- (3) いただいたご意見は返却しません。
- (4) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、他の目的には使用しない等、厳重に取り扱うとともに、公表しません。
- (5) 住所・氏名・電話番号は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要なため、記入をお願いします。

7 お問い合わせ

明石市福祉局あかし保健所保健総務課
明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7（あかし保健所3階）
電話番号：078-918-5414
FAX番号：078-918-5440